

京丹後市 こども計画

骨子案

令和8年6月
京丹後市

全体構成

章	タイトル	主な内容
第1章	計画策定にあたって	・計画策定の背景・趣旨 ・計画の位置づけ ・計画期間 ・計画の対象
第2章	子ども・若者、子育てを取り巻く現状・課題	・人口、出生数等の状況 ・アンケート結果等から見える主な傾向、課題 ※アンケート結果等の詳細は資料編に掲載することとし、第2章では要点を絞って記載
第3章	計画の基本的な考え方	・基本理念、目標、施策体系
第4章	施策の展開	・4つの基本目標ごとに、基本施策、取組の方向性を整理
第5章	子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	・子ども・子育て支援法に基づく教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を整理
第6章	計画の推進	・推進体制 ・関係機関等との連携と役割 ・進捗管理・評価
第7章	資料編	・統計資料 ・アンケート等の結果詳細 ・用語解説 ・策定経過 等

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨と背景

- 近年、全国的に、少子化の進行に加え、児童虐待、いじめ、不登校、ヤングケアラー、子どもの貧困など、子ども・若者や子育て家庭を取り巻く課題は複雑化しています。
- 国では、令和5年4月にこども基本法を施行し、こども家庭庁を設置するとともに、同年12月にこども大綱を定めました。大綱では、子ども・若者を権利の主体として尊重し、その意見を聴きながら、「こどもまんなか社会」※¹の実現を目指すことが示されています。
- また、こども基本法では、市町村においても、こども大綱等を踏まえた市町村こども計画の策定に努めることとされています。こども計画は、子ども・子育て支援事業計画などの関連計画と一体的に作成できるものとされており、こども施策全体に横串を刺し、子ども自身や住民にとって一層分かりやすいものとするのが期待されています。
- 本市においても、全国的な傾向と同様、出生数の減少や若者の転出などにより少子化が進み、共働き家庭の増加や就労形態の多様化、地域とのつながりの希薄化など、子ども・若者、子育て家庭を取り巻く環境が変化しており、教育・保育体制の整備や子育てに係る経済的負担の軽減、子どもが安心して過ごせる居場所づくりなど、子育て環境の更なる充実が求められています。
- これらを踏まえ、本市では、これまで進めてきた子ども・子育て施策を土台として、すべての子ども・若者、子育て家庭等が将来に希望を持ちながら、幸せに暮らせる“こどもまんなかのまち”を目指し、子ども・若者、子育て家庭等に関する施策を一体的に推進するため、京丹後市こども計画（以下「本計画」という。）を策定します。

※¹ 「こどもまんなか社会」とは？

【こども大綱より】

全てのこども・若者が、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会

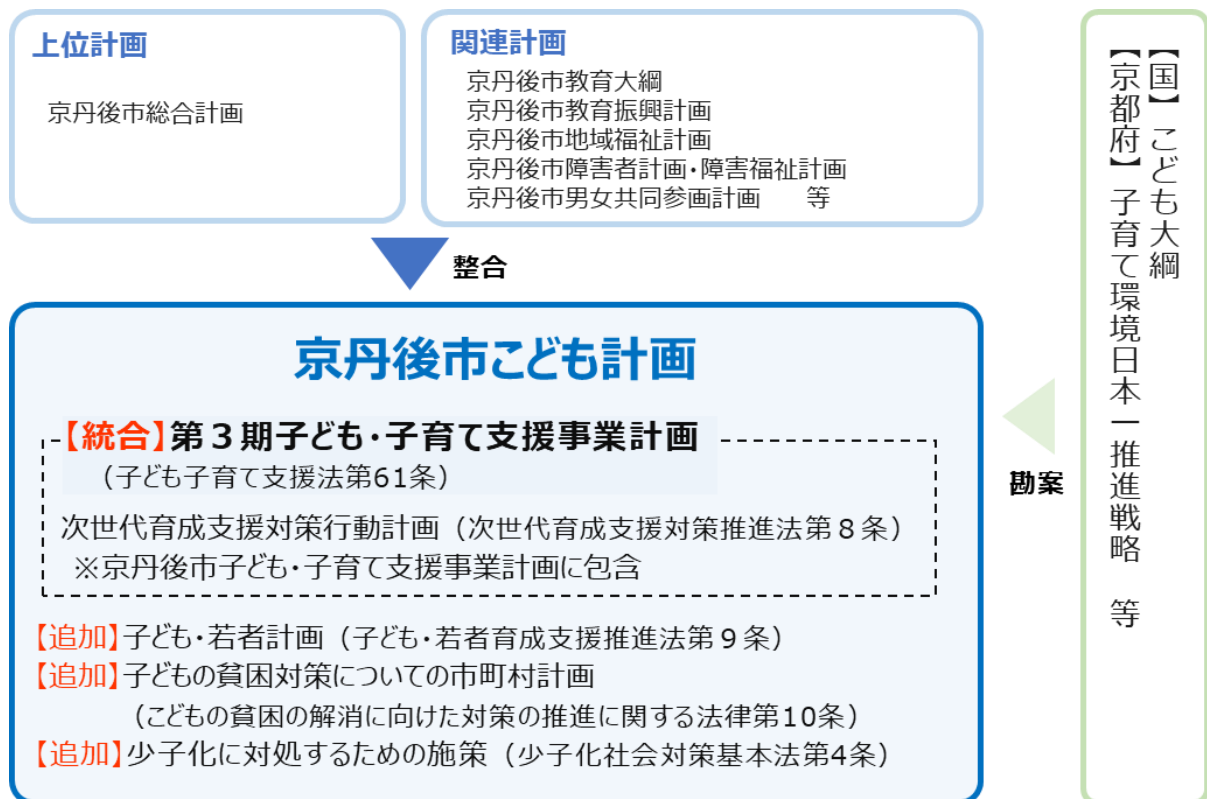
- ◇ 心身ともに健やかに成長できる
- ◇ 個性や多様性が尊重され、自分らしく幸福に生活できる
- ◇ 自由に夢を持ち、挑戦できる
- ◇ 困ったときは周囲の大人や社会に助けをもらえる
- ◇ 自らの意見を表明し、社会に参画できる
- ◇ 虐待・いじめ・貧困などから守られ、安心して暮らせる
- ◇ 働くことや家族を持つことに夢や希望を持てる 等

2 計画の位置づけ

本計画を次の計画として位置づけます。

- こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」
- 子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
(第3期京丹後市子ども・子育て支援事業計画を包含)
- 次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」
- 子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「市町村子ども・若者計画」
- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に基づく「市町村計画」
- 少子化社会対策基本法第4条に基づく「少子化に対処するための施策」

また、策定にあたっては、国のこども大綱、京都府子育て環境日本一推進戦略、京都府こども計画を勘案するとともに、本市の最上位計画である第3次京丹後市総合計画をはじめ、市の関連計画と整合を図っています。



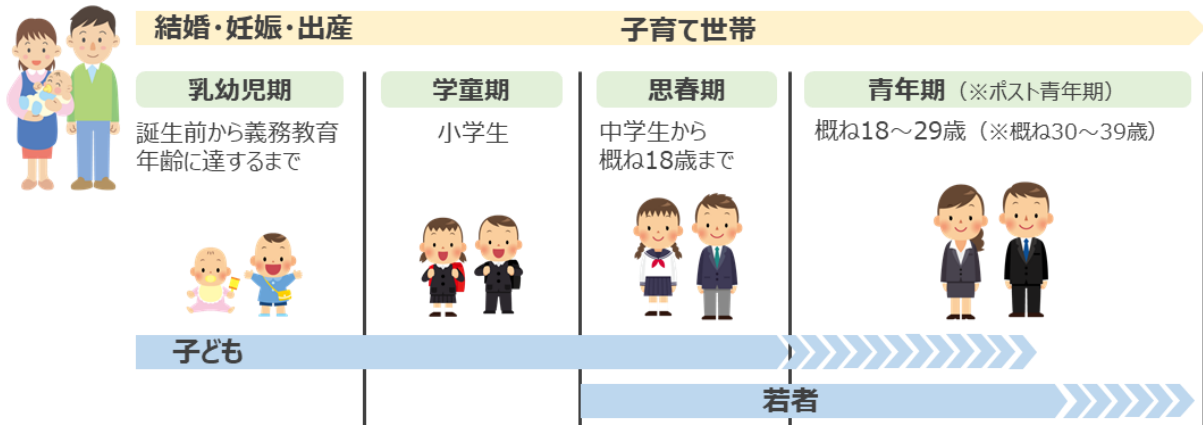
3 計画期間

本計画の期間は、令和9年度から令和11年度までの3年間とします。

- ※ 子ども・子育て支援法において、市町村は1期5年の子ども・子育て支援事業計画を定めるものとされていることから、現行の第3期京丹後市子ども・子育て支援事業計画の終期に合わせて策定します。

4 計画の対象

- 生まれる前から概ね 30 歳未満の子ども・若者
(施策によっては概ね 39 歳までのポスト青年期の者を含む)
- 子育て当事者、子育て支援を市と連携・協力して行う企業、団体、地域等



■ 本計画における「子ども」「若者」の区分について

本計画における「子ども」とは、こども基本法の考え方を踏まえ、年齢で一律に区切るのではなく、「心身の発達の過程にある者」とし、必要な支援が特定の年齢で途切れることなく提供できるよう努めます。

「若者」については、こども大綱の考え方を踏まえ、主に思春期及び青年期(概ね 18 歳から概ね 30 歳未満。施策によってはポスト青年期の者)の者として整理しますが、思春期から青年期にかけて「子ども」と重なり合う部分があります。このため、青年期以降が主な対象に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の表現を用います。

■ 「子ども」の表記について

本計画における「子ども」の表記は、本市の他の公用文との整合を図るため、本文中の一般的な表記は、原則として「子ども」とします。ただし、組織名、事業名など特定の固有名詞や法令等に基づく表記については、それぞれの正式名称に従い、平仮名の「こども」を用います。

※ その他、計画名や基本理念など、こども基本法、こども大綱を踏まえた象徴的な表現として、平仮名の「こども」を用いている場合もあります。

第2章 子ども・若者、子育て家庭を 取り巻く現状・課題

本章では、人口統計や各種アンケート調査、出前講座等をもとに、京丹後市の子ども、子育て家庭等を取り巻く現状や声を整理します。

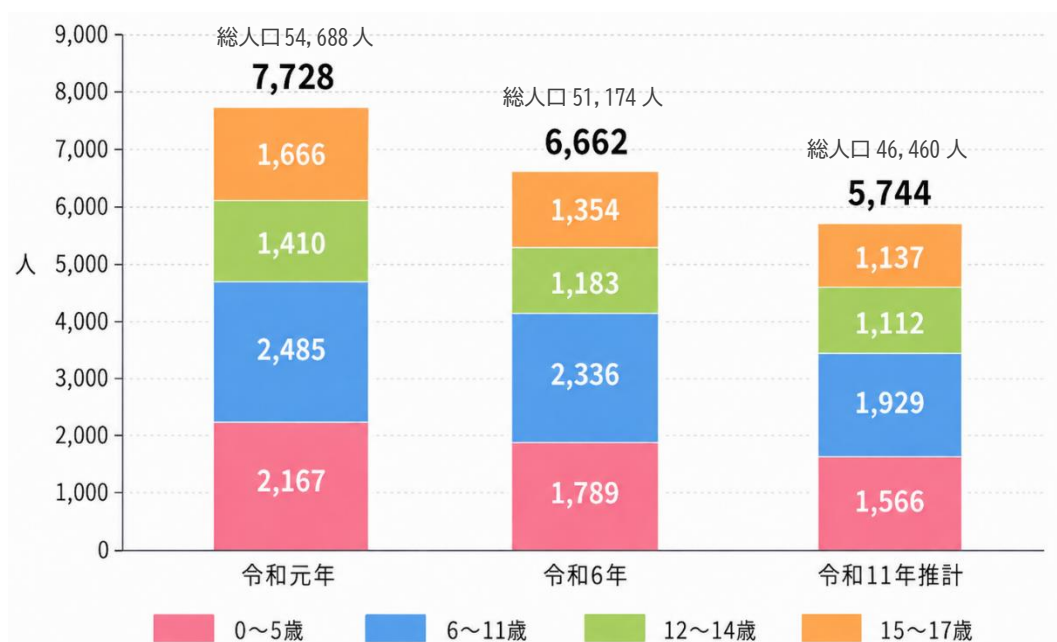
なお、各調査の詳細な集計結果等については、第7章の資料編に掲載します。

区分	実施時期	対象	実績	主な内容
保護者ニーズ調査 ※第3期子ども・子育て支援事業計画策定時に実施	令和6年2月～3月	就学前児童・小学生のいる家庭	就学前 配布 1,472 件 回答 819 件 小学生 配布 500 件 回答 226 件 計 1,045 件	子育て家庭の状況、相談、遊び場、両立支援等
子どもアンケート	令和7年9月～10月	小学5・6年生 中学生 高校生	小学生 配布 786 件 回答 458 件 中学生 配布 1,116 件 回答 966 件 高校生 配布 977 件 回答 811 件 計 2,235 件	権利、悩み、相談、居場所、意見表明
出前講座	令和7年7月～12月	小学5・6年生 中学生 高校生	小学校 5校 211人 中学校 6校 359人 高校 1校 15人 計 585人	まちのよさ、課題、まちづくりのアイデア
配慮や支援を必要とする子どもの保護者アンケート	令和8年5月～6月	配慮や支援を必要とする子どもの保護者	就学前 29 件 小学生 19 件 中学生 2 件 高校生年代 0 件 18歳以上 2 件 計 52 件	居場所、体験活動、家族負担、災害時不安、支援ニーズ

1 京丹後市の人口推移・推計

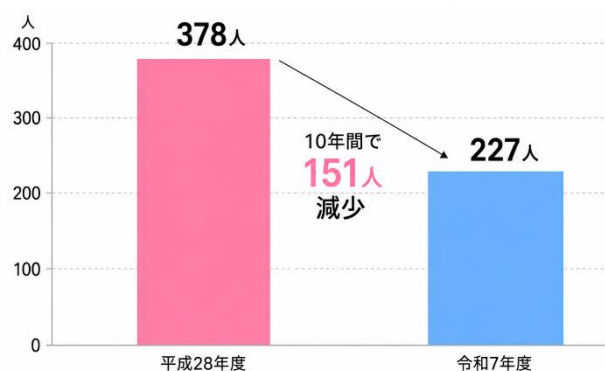
- 総人口の減少とともに、0歳から17歳の子ども人口についても減少が続いており、令和11年には5,744人となる見込みです。
- 出生数は10年間で151人減少しています。
- 10歳代の転出超過数に対して20歳代の転入超過数が占める割合を示す「若者回復率」は2015年から2020年では19.4%となっています。

■ 子ども人口の推移・推計



資料:住民基本台帳(4月1日現在) 推計値は住民基本台帳をもとにコホート変化率法により算出

■ 出生数の変化



資料:住民基本台帳

■ 若者回復率

10歳代の転出超過数に対して20歳代の転入超過数の占める割合

2005→2010	26.5%
2010→2015	27.1%
2015→2020	19.4%

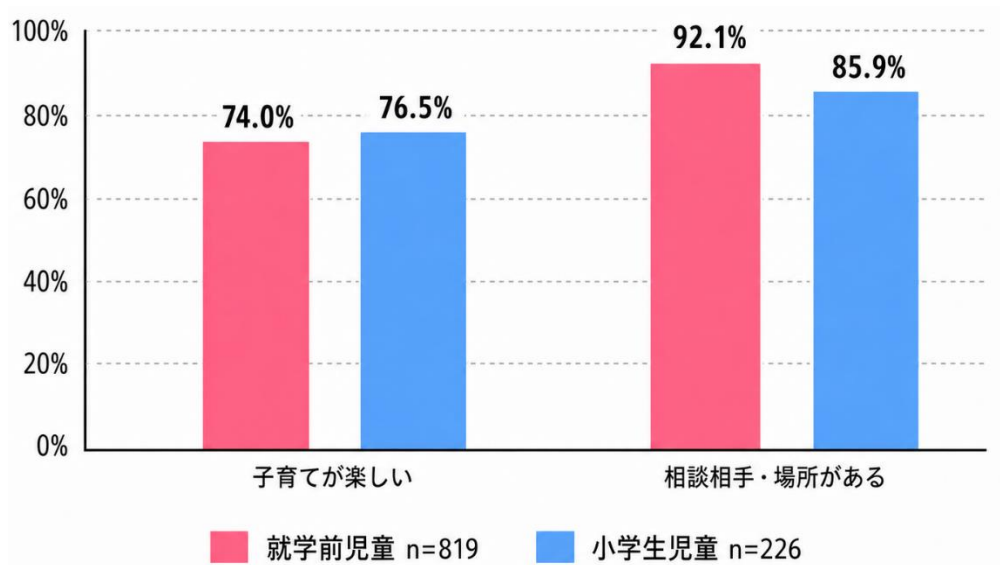
資料:国勢調査数値から算出

2 ニーズ調査結果からみる子どもと子育て家庭の状況

(1) 子育ての実感と相談・支援のつながり

子育てを「楽しい」と感じる保護者は多く、また、相談相手や相談場所が「いる・ある」と回答した割合も高くなっています。一方で、不安や負担を感じている家庭、相談先や身近な支援につながりにくい家庭も一定数あります。

■ 子育て実感と相談状況

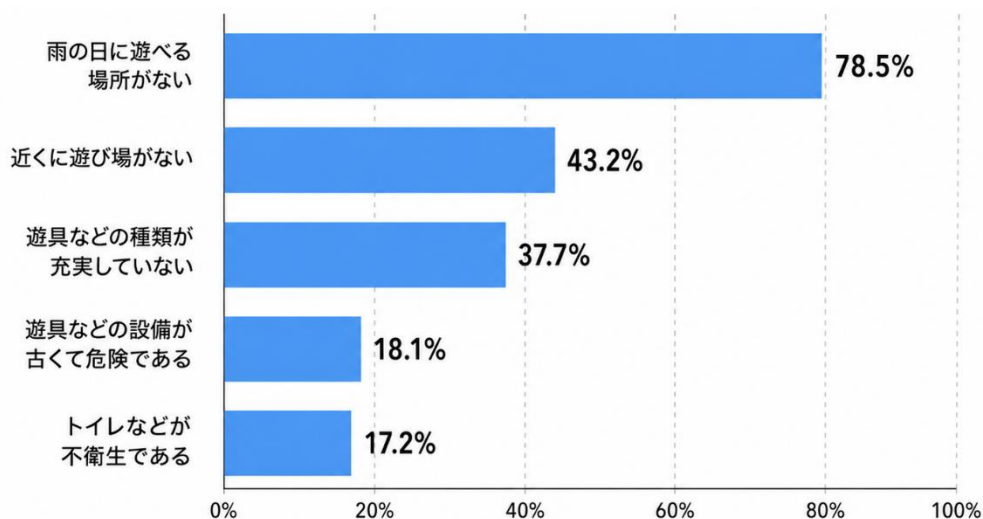


(2) 遊び場へのニーズ

子どもの遊び場で困ること・困ったことについては、「雨の日に遊べる場所がない」が約8割と最も高く、前回調査より11ポイント増加しています。次いで「近くに遊び場がない」「遊具などの種類が充実していない」等が高く、それぞれ前回の調査より増加しています。

■ 遊び場で困ること・困ったこと

(上位5項目・複数回答・就学前児童 n=819)

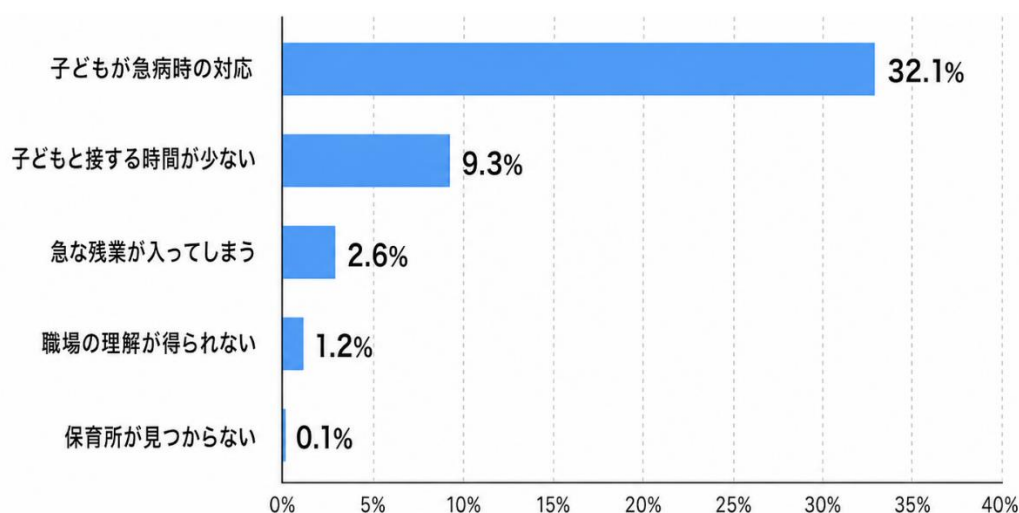


(3) 仕事と子育ての両立

就学前児童で、仕事と子育てを両立する上で大変だと感じることについては、「子どもが急病時の対応」が 32.1%と最も高くなっています。次いで「子どもと接する時間が少ない」が 9.3%、前回調査と比べると 9.8 ポイント減少しています。

■ 仕事と子育ての両立で大変だと感じること

(上位 5 項目・複数回答・就学前児童 n=819)

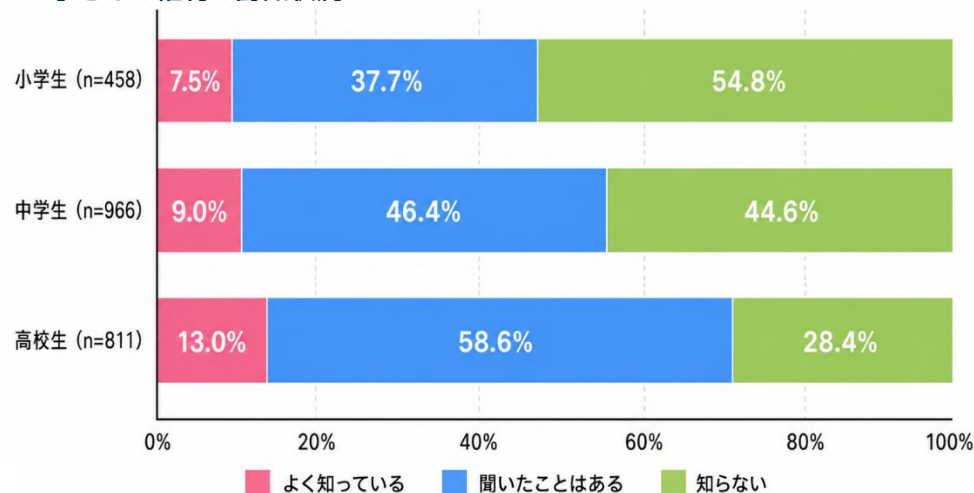


3 子どもアンケートから見た子どもの状況

(1) 子どもの権利の認知

子どもの権利の認知状況をみると、学齢が上がるほど認知は高まる傾向が見られました。小学生では「知らない」が最も多く、中学生・高校生では「聞いたことはある」が中心でした。一方で、「よく知っている」は各校種とも 13%以下にとどまっており、権利を日常生活の中で実感できるような理解促進が必要です。

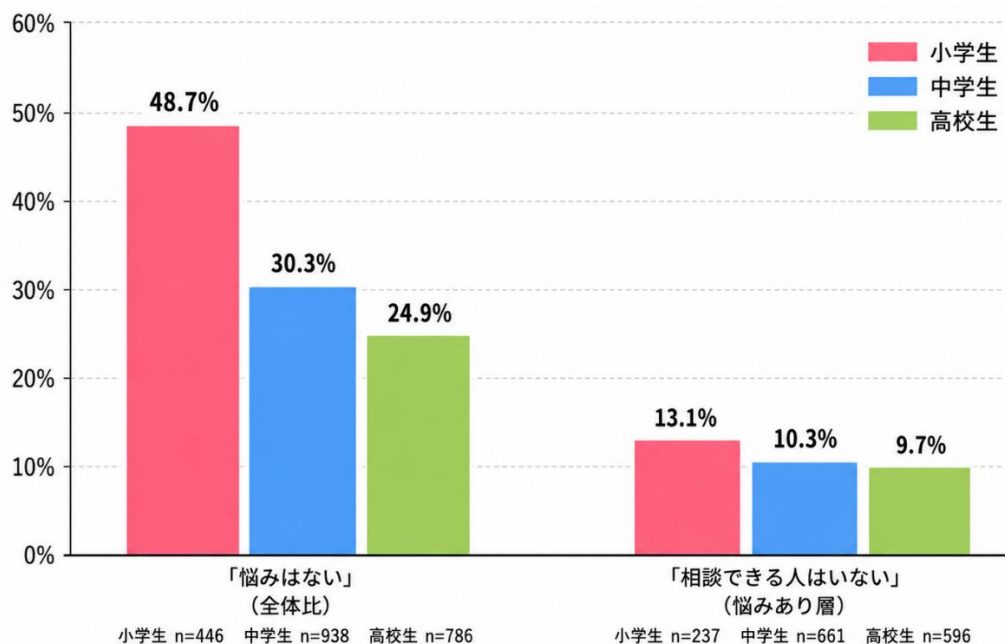
■ 子どもの権利の認知状況



(2) 悩みや困りごと、相談相手

高校生は「悩みはない」が 24.9%と全校種で最も低い一方、「相談できる人はいない」も 9.7%(約 58 人)となっています。悩みが多様化・深刻化する高校期に相談先がない層への支援が特に重要です。

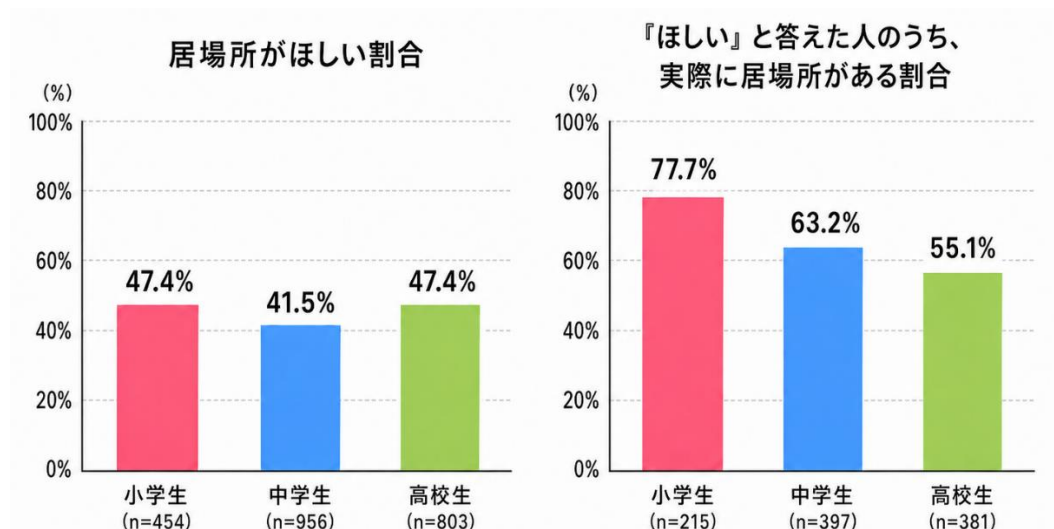
■ 「悩みはない」と「相談できる人はいない」の比較



(3) 家・学校以外の居場所に関するニーズ

家や学校以外に「ここに居たい」「居心地がよい」と感じる場所がほしいと答えた割合は、小 47.4%・中 41.5%・高 47.4%でした。一方で、そのような場所が「ある」と答えた割合は、居場所を「ほしい」と答えた人のうち、小 77.7%・中 63.2%・高 55.1%であり、学齢が上がるほど低下しています。

■ 居場所ニーズと充足状況

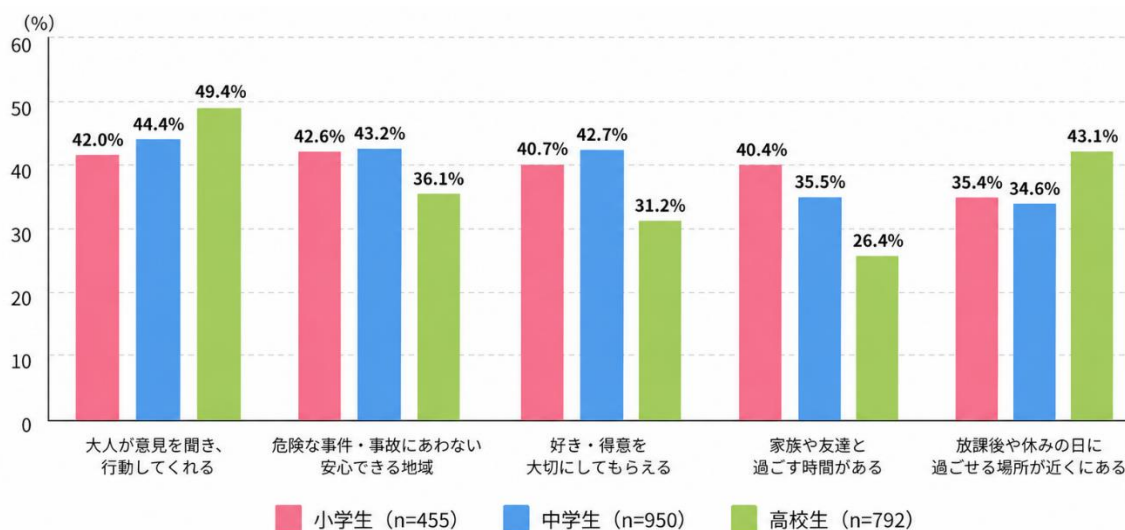


(4) 「こどもまんなかのまち」のイメージ

「こどもまんなかのまち」のイメージは校種によって重点が異なります。小学生では「危険な事件・事故にあわない安心できる地域」が最多であるのに対し、中学生・高校生では「大人がこどもや若者の意見をしっかり聞いて、まちをよくするために行動してくれる」が最上位となっています。学齢が上がるにつれて、安全・安心に加え、参加や意見反映への期待が高まっていることが伺えます。

■ 「こどもまんなかのまち」と聞いてイメージすること

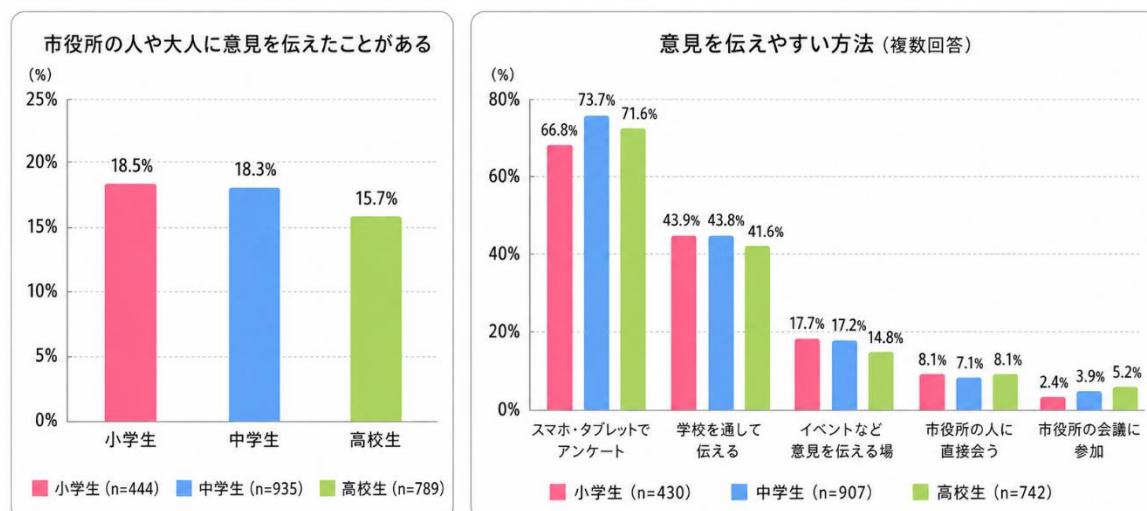
(上位5項目・複数回答)



(5) 意見表明の経験と伝えやすい方法

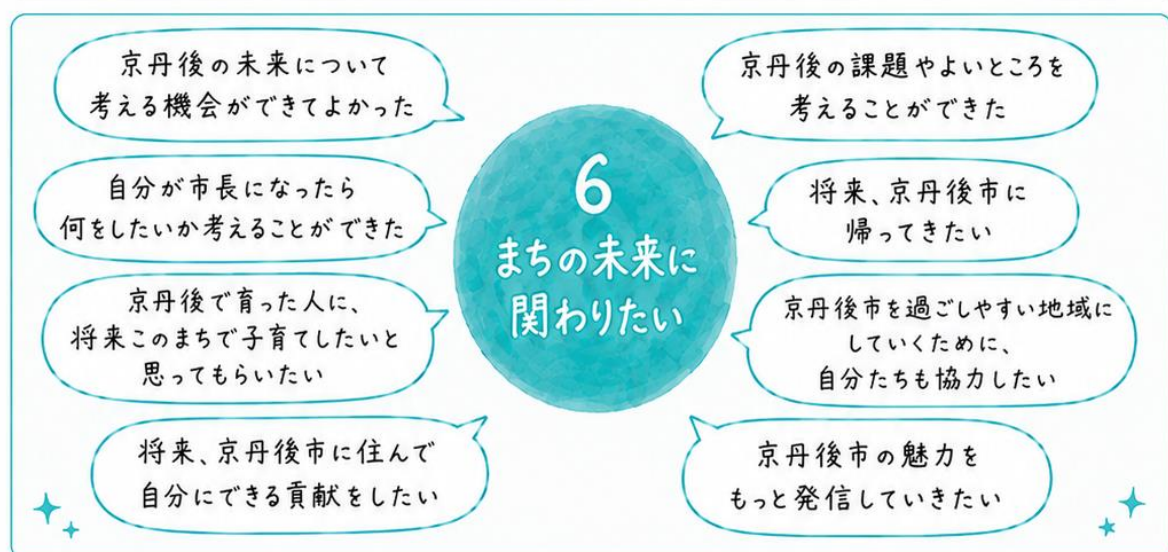
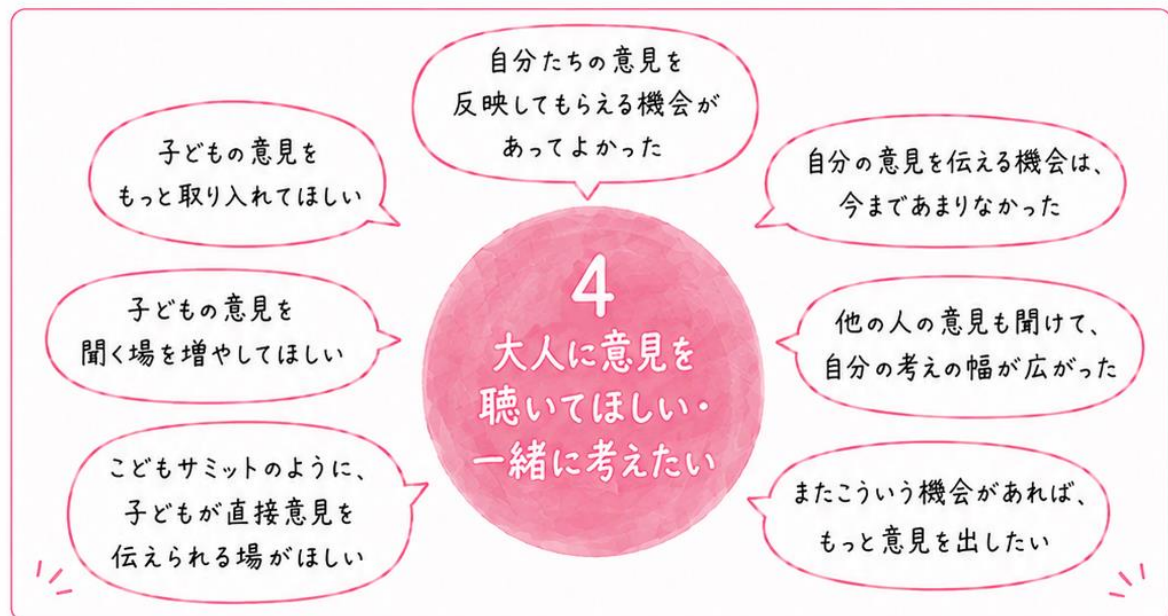
市や大人に意見を伝えたことがある割合は、小 18.5%・中 18.3%・高 15.7%と、いずれの校種でも 2 割未満にとどまっています。一方で、意見を伝えやすい方法としては、「スマホやタブレットでアンケートに答える」が全校種で最も多く、小 71.2%・中 78.5%・高 78.3%となりました。

■ 意見を伝えた経験と伝えやすい方法



4 出前講座で寄せられた子どもの声





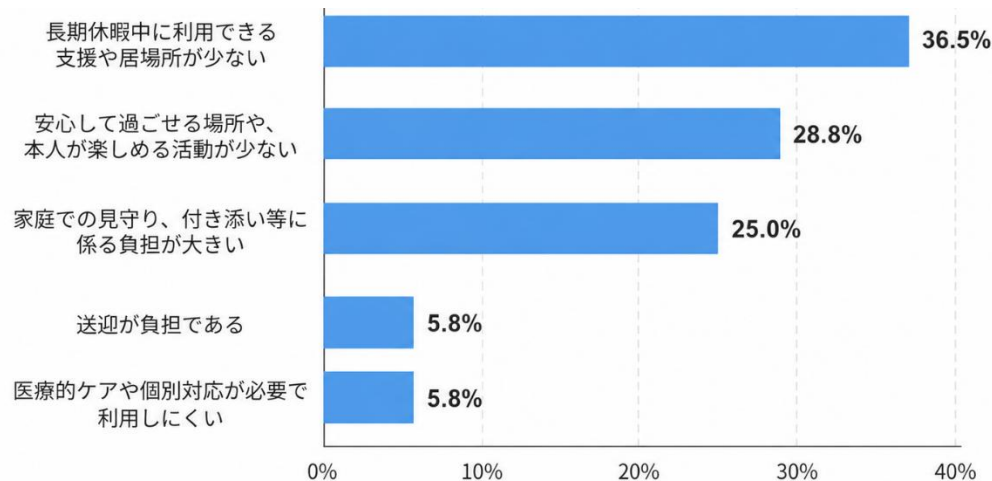
5 配慮や支援を必要とする子どもと家庭の状況

(1) 放課後・休日・長期休暇の過ごし方

放課後・休日・長期休暇の過ごし方について、「長期休暇中に利用できる支援や居場所が少ない」が 36.5%、「安心して過ごせる場所や、本人が楽しめる活動が少ない」が 28.8% となっており、安心して過ごせる場や活動機会の確保が求められています。

■ 放課後・休日・長期休暇の過ごし方で困っていること

(上位 5 項目・複数回答・n=52)

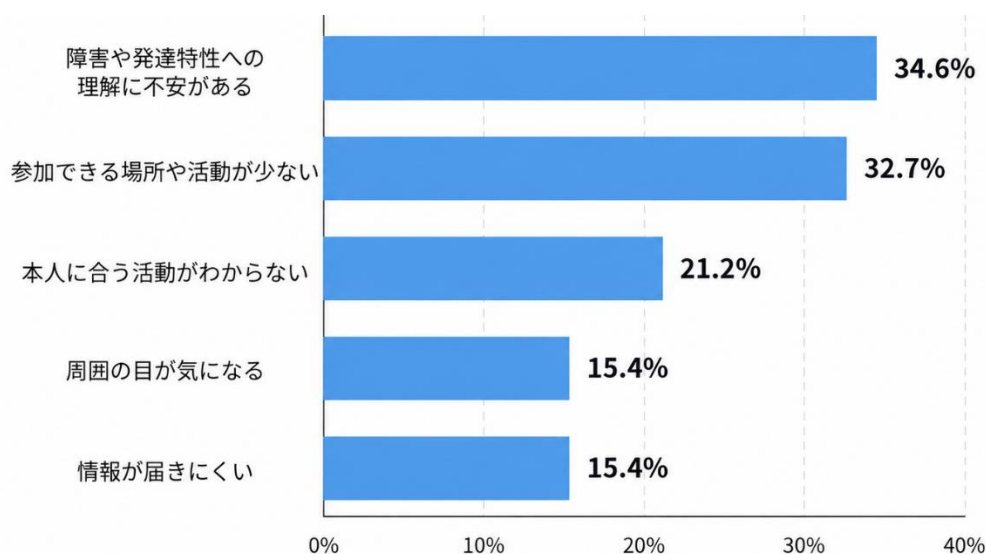


(2) 遊び・体験・地域活動への参加

遊び・体験・地域活動への参加では、「障害や発達特性への理解に不安がある」が 34.6%、「参加できる場所や活動が少ない」が 32.7% となっており、地域の理解や本人に合った活動への参加しやすさが課題となっています。

■ 遊び・体験・地域活動に参加する際の困りごと

(上位 5 項目・複数回答・n=52)

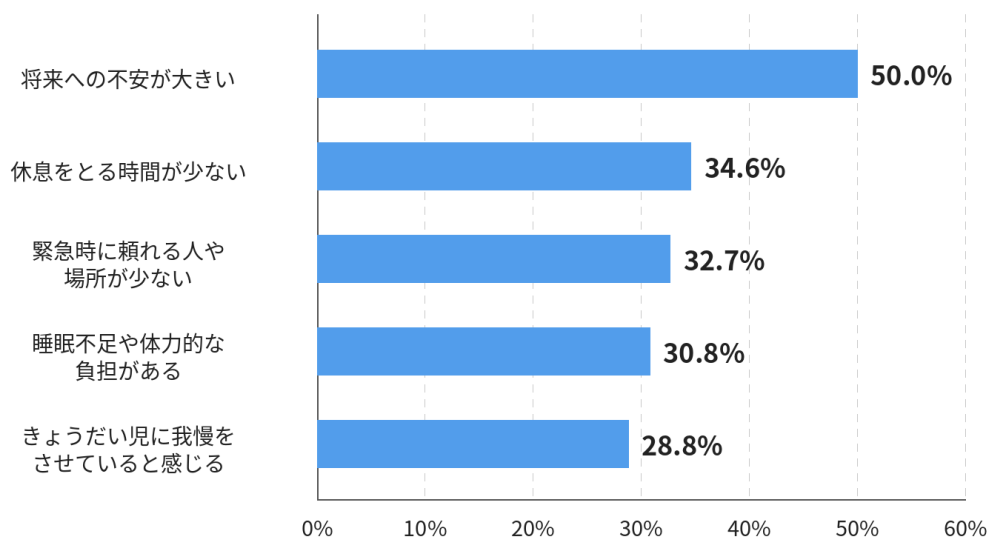


(3) 保護者・家族の負担

保護者・家族の負担では、「将来への不安が大きい」が 50.0%と最も高く、「休息をとる時間が少ない」が 34.6%、「緊急時に頼れる人や場所が少ない」が 32.7%となっています。子ども本人への支援に加え、保護者やきょうだい児を含めた家族全体への支援が必要です。

■ 保護者・家族が感じている負担

(上位 5 項目・複数回答・n=52)

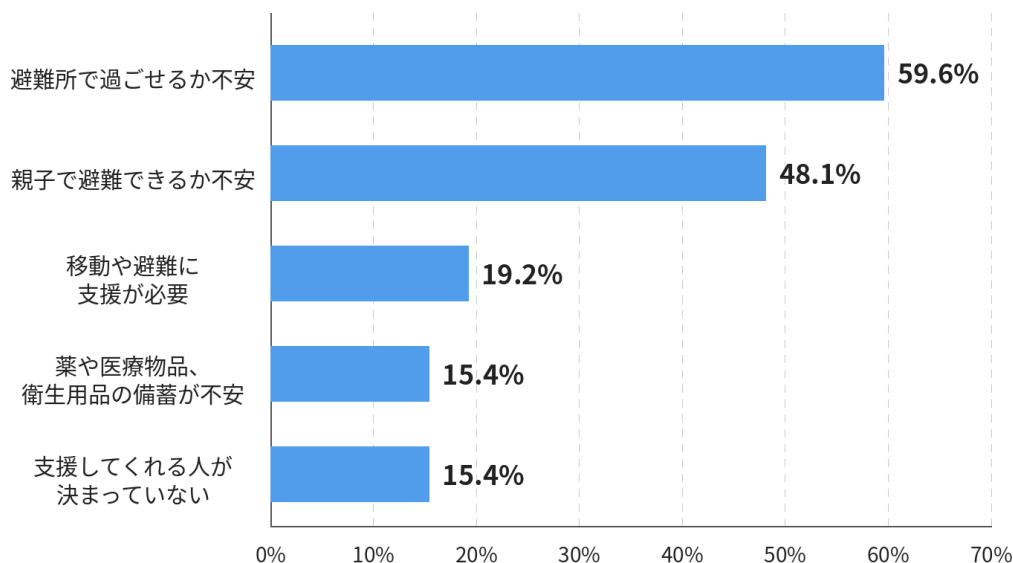


(4) 災害時の不安

災害時の不安では、「避難所で過ごせるか不安」が 59.6%、「親子で避難できるか不安」が 48.1%となっており、個別の状況に応じた避難支援や備えが求められています。

■ 災害時の不安

(上位 5 項目・複数回答・n=52)

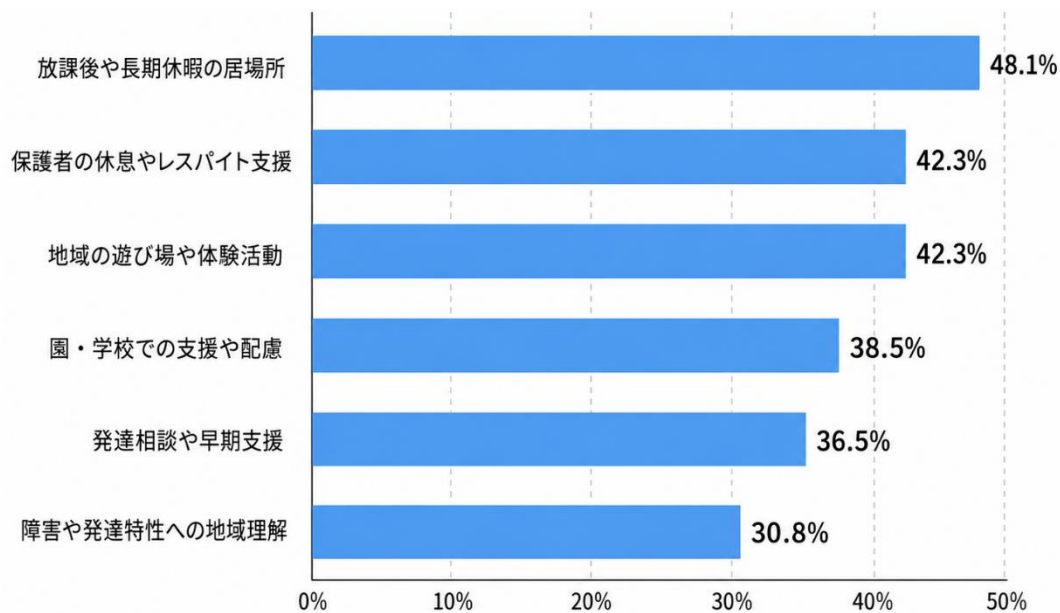


(5) 今後、特に充実してほしい支援

今後、特に充実してほしい支援としては、「放課後や長期休暇の居場所」が 48.1%、「保護者の休息やレスパイト支援」と「地域の遊び場や体験活動」がそれぞれ 42.3%となっており、居場所、体験機会、家族支援を一体的に進めていくことが重要です。

■ 今後特に充実してほしい支援

(上位 6 項目・複数回答・n=52)



(6) 自由記述

- 長期休暇や土日祝に利用できる預かりがあると助かる
- 安心して遊べる場所が少ない
- 就学先を決めるまでの流れや相談先が分かったと安心できる
- 通常学級でも、必要な支援を受けられるようにしてほしい
- 診断名だけでは分からない困りごとにも理解がほしい
- 本人だけでなく、保護者やきょうだい児への支援も必要
- 送迎や通院の負担が大きい
- 学校を出た後の暮らしや、将来の生活が不安
- 今ある支援に助けられているので、続けてほしい

6 まとめ

各種統計や調査、出前講座で寄せられた声などを踏まえると、本計画では次のことが求められます。

- **子ども一人ひとりが安心して育つ環境づくり**

人口減少や出生数の減少が進む中でも、子ども一人ひとりを大切に、安心して育ち、学び、遊び、体験できる環境を整えること。

- **身近な遊び場や居場所の確保**

天候や家庭環境に左右されず、子ども・若者が安心して過ごせる遊び場や居場所を確保すること。

- **子ども・若者の声を聴き、反映する仕組みづくり**

子ども・若者が意見を伝えやすい機会をつくり、その声がまちづくりや施策に活かされる機会を広げること。

- **悩みや困りごとを相談しやすい環境づくり**

子ども・若者や家庭が、困ったときに一人で抱え込まず、相談先や必要な支援につながれるようにすること。

- **子育て家庭への切れ目ない支援**

妊娠・出産期から子育て期まで、家庭の状況に応じて、相談、経済的支援、仕事と子育ての両立支援などを切れ目なく進めること。

- **配慮や支援を必要とする子どもと家庭への支援**

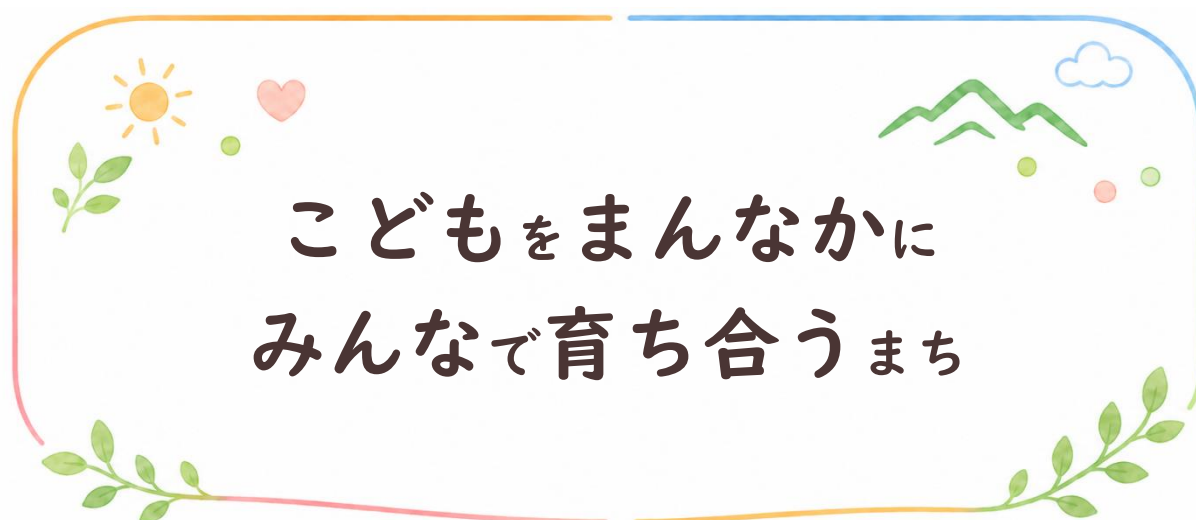
放課後や長期休暇の居場所、園・学校での支援、遊びや体験活動への参加、保護者やきょうだい児を含めた家族全体への支援を進めること。

- **地域とのつながりと将来への希望づくり**

子ども・若者が京丹後市のよさを知り、地域と関わりながら、将来の暮らしやまちの未来を前向きに考えられる機会をつくること。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念



子どもが「こどもまんやか」と聞いて思い浮かべるまちの姿は、一人ひとり少しずつ違います。事件や事故にあわず、安心して過ごせること、家族や友達と過ごす時間がたくさんあること、楽しく過ごせる居場所や遊び場があること、困ったときに助けてもらえること、大人が子どもの意見を聴き、まちをよくするために行動してくれること——。

そこには、一人ひとりの願いや希望が込められています。本市では、それぞれの声を大切に受け止め、誰一人取り残さず、その思いや希望を少しずつ形にしていけることを大切にします。

また、子どもは、支えられるだけの存在ではありません。

本計画の策定にあたり実施した出前講座では、子どもたちから、まちのために「自分も協力したい」「自分にできることを考えたい」といった声が寄せられました。子どもも地域の一員であり、まちの未来をともにつくるパートナーとして捉えることが重要です。

そして、子どもの育ちや子育ては、家庭だけで抱えるものでもありません。家庭、園所、学校、地域、関係機関、団体、事業者、行政が、それぞれの立場で子どもを支え合うことが大切です。

その中で、子どもの声や姿から、大人も学び、気づき、地域も変わっていきます。子どもが育つことは、まちが育つことでもあり、子どもを支えることは、みんながともに育ち合うことにつながります。

このような思いから、本計画の基本理念を「こどもをまんやかに、みんなで育ち合うまち」とします。

2 4つの基本目標

基本理念の実現に向けて、計画の対象である子ども・若者、子育て家庭等が、どのような状態で暮らせるまちを目指すのか、4つの基本目標として示します。

1

基本目標 1

自分らしく育つ

一人ひとりが大切にされ、
自分らしく学び、遊び、成長し、
自分の思いや考えを安心して
伝えられるまちを目指します。



2

基本目標 2

安心して子育てできる

妊娠・出産期から子育て期まで、
必要な支援やサービスにつながりながら、
安心して子育てでき、
子育ての喜びを感じられるまちを目指します。



3

基本目標 3

困ったときに 支援につながる

悩みや困りごとを一人で抱え込まず、
周りの大人や地域、専門機関など、
必要な相談や支援につなげることができる
まちを目指します。



4

基本目標 4

希望する未来を選び、 実現できる

子ども・若者が一人ひとりの価値観や生き方を
尊重されながら、学び、仕事、結婚、
妊娠・出産、子育て、地域活動など、
希望する将来や暮らしを選び、
実現できるまちを目指します。



3 計画体系図

基本理念	基本目標	基本施策
こどもをまんやかに みんなでき育ち合うまち	1 基本目標 1 自分らしく育つ	<基本施策> 1-1 子どもの権利尊重と意見表明機会の確保 1-2 心と体の健やかな育ちの支援 1-3 安心して学び、成長できる環境づくり 1-4 居場所・遊び場と多様な体験機会の充実 1-5 安心・安全に過ごせる生活環境づくり
	2 基本目標 2 安心して 子育てできる	<基本施策> 2-1 妊娠期から子育て期までの相談支援と情報提供 2-2 幼児期の教育・保育提供体制の確保 2-3 多様な子育て支援サービスの充実 2-4 子育てに係る経済的負担の軽減 2-5 家庭と仕事、暮らしの両立支援
	3 基本目標 3 困ったときに 支援につながる	<基本施策> 3-1 早期把握と相談支援につなぐ体制づくり 3-2 児童虐待防止対策・ヤングケアラー支援体制の強化 3-3 不登校、いじめ、生きづらさを抱える子ども・若者への支援 3-4 生活上の困難を抱える家庭への支援 3-5 障害や発達特性、医療的ケア等に応じた支援
	4 基本目標 4 希望する未来を選び 実現できる	<基本施策> 4-1 若者の学び・仕事・暮らしを支える 4-2 結婚・妊娠・出産の希望を叶える 4-3 まちづくりへの参画と挑戦を支える

第4章 施策の展開

基本目標1 自分らしく育つ

1-1 子どもの権利尊重と意見表明機会の確保

【取組の方向性】

- ① 子どもの権利の尊重
- ② 子どもへの意見聴取と反映の仕組みづくり

1-2 心と体の健やかな育ちの支援

【取組の方向性】

- ① 学校保健の充実
- ② 家庭における食育の推進
- ③ 認定こども園・保育所、学校における食育の推進
- ④ 乳幼児健康診査の実施
- ⑤ う歯の予防
- ⑥ 疾病等の予防と早期発見の促進
- ⑦ 周産期医療の充実
- ⑧ 小児医療の充実
- ⑨ 子ども・若者のこころの健康づくりの推進

1-3 安心して学び、成長できる環境づくり

【取組の方向性】

- ① 教育・保育の環境整備及び運営体制の検討
- ② すべての職員の資質向上
- ③ 認定こども園・保育所の運営評価体制づくり
- ④ 外国籍等の子育て家庭への支援・配慮
- ⑤ 認定こども園・保育所及び小学校の連携体制の整備
- ⑥ 就学前から中学校修了までを見据えた保幼小中一貫教育の推進
- ⑦ 学園ごとの学校(園)運営協議会の推進

- ⑧ 「丹後学」の充実
- ⑨ 多様な学びと成長を支える環境づくり

1-4 居場所・遊び場と多様な体験機会の充実

【取組の方向性】

- ① 遊びと異世代交流の推進
- ② 社会教育施設(公民館、図書館等)や公園等の整備
- ③ 学校施設開放の推進
- ④ 「放課後児童対策パッケージ」に基づく取組
- ⑤ 放課後こども教室
- ⑥ 子どもの遊び場・居場所づくりの推進

1-5 安心・安全に過ごせる生活環境づくり

【取組の方向性】

- ① 道路・公共施設等のバリアフリー化の促進
- ② 子どもたちを犯罪・事故等から守るための活動の推進
- ③ 地域における防犯意識の向上
- ④ 地域における防犯活動の推進
- ⑤ 防犯環境の整備
- ⑥ 交通安全対策の推進
- ⑦ 通学路の安全対策
- ⑧ 災害時における子ども・若者、子育て家庭への配慮

基本目標2 安心して子育てできる

2-1 妊娠期から子育て期までの相談支援と情報提供

【取組の方向性】

- ① 妊婦健康診査・産婦健康診査の実施
- ② 訪問・相談事業の実施
- ③ 産前産後サポート事業、産後ケア事業の実施
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤ 養育支援訪問事業
- ⑥ 利用者支援事業

- ⑦ 妊婦等包括相談支援事業
- ⑧ 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実
- ⑨ 子育てに関する相談体制の充実
- ⑩ 子育てに関する情報提供・情報発信の強化
- ⑪ 子育てに関する各種行政手続きの効率化等の推進

2-2 幼児期の教育・保育提供体制の確保

【取組の方向性】

- ① 教育・保育の環境整備及び運営体制の検討
- ② すべての職員の資質向上
- ③ 認定こども園・保育所の運営評価体制づくり
- ④ 外国籍等の子育て家庭への支援・配慮
- ⑤ 乳児等通園支援事業
- ⑥ 地域型保育事業等の必要性の検討
- ⑦ 地域に開かれた認定こども園・保育所づくり

2-3 多様な子育て支援サービスの充実

【取組の方向性】

- ① 地域子育て支援センターにおける子育て支援体制の充実
- ② 多様なニーズに応じた地域子育て支援事業の充実
- ③ 延長保育事業
- ④ 放課後児童健全育成事業
- ⑤ 放課後こども教室
- ⑥ 子育て短期支援事業
- ⑦ 地域子育て支援拠点事業
- ⑧ 一時預かり事業
- ⑨ 病児・病後児保育事業
- ⑩ ファミリー・サポート・センター事業
- ⑪ 産後ケア事業
- ⑫ 親子関係形成支援事業
- ⑬ 乳児等通園支援事業
- ⑭ 多様な主体が参画することを促進するための事業

2-4 子育てに係る経済的負担の軽減

【取組の方向性】

- ① 子育て支援サービスの負担の軽減
- ② 生活支援事業の推進
- ③ 医療費補助事業等の推進
- ④ 就学等の支援事業の推進
- ⑤ 妊娠期からの経済的支援
- ⑥ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑦ 国や京都府の動向を踏まえた経済的支援の検討

2-5 家庭と仕事、暮らしの両立支援

【取組の方向性】

- ① 企業や職場の理解・協力の促進
- ② 子育てをしながらの就労や女性の再就職の支援
- ③ 男女共同参画社会の実現
- ④ 家庭内での家事・育児分担の促進

基本目標3 困ったときに支援につながる

3-1 早期把握と相談支援につなぐ体制づくり

【取組の方向性】

- ① 子どもの相談支援体制の充実
- ② 訪問・相談事業の推進
- ③ 子育てに関する相談体制の充実
- ④ 女性専門の相談事業の推進
- ⑤ こども家庭センターによる包括的な相談支援
- ⑥ 関係機関等との連携強化

3-2 児童虐待防止対策、ヤングケアラー支援体制の強化

【取組の方向性】

- ① 児童虐待の未然防止及び早期発見・早期対応
- ② 関係機関等との連携強化

③ ヤングケアラー支援体制の強化

3-3 不登校、いじめ、生きづらさを抱える子ども・若者への支援

【取組の方向性】

- ① いじめ問題の取組の徹底
- ② 関係機関や家庭との連携促進
- ③ ひきこもり、孤立を抱える若者への支援
- ④ 子ども・若者の自殺対策

3-4 生活上の困難を抱える家庭への支援

【取組の方向性】

- ① ひとり親家庭の自立に向けた支援事業の推進
- ② ひとり親家庭の保育サービスの優先利用の推進
- ③ 生活支援事業の推進
- ④ 就学等の支援事業の推進
- ⑤ 生活困窮や複合的な課題を抱える家庭への支援
- ⑥ 子どもの貧困対策の推進

3-5 障害や発達特性、医療的ケア等に応じた支援

【取組の方向性】

- ① 障害児福祉サービスの充実
- ② 障害児家庭への経済的支援
- ③ 障害児の保育の充実
- ④ 特別支援教育の充実
- ⑤ 療育体制の充実
- ⑥ 発達障害児支援の充実
- ⑦ 発達支援ファイルの活用

基本目標4 希望する未来を選び、実現できる

4-1 若者の学び・仕事・暮らしを支える

【取組の方向性】

- ① 若者の就業支援
- ② 若者の社会的・職業的自立への支援
- ③ 若者の学びやキャリア形成への支援
- ④ 移住・定住、U・Iターンに向けた相談・情報発信

4-2 結婚・妊娠・出産の希望を叶える

【取組の方向性】

- ① 小中高生の子育てに関する意識づくり
- ② プレコンセプションケアの推進
- ③ 医療費補助事業等の推進
- ④ 不妊・不育症治療への支援
- ⑤ 若者の出会い・交流機会の提供
- ⑥ 結婚に伴う新生活への支援

4-3 まちづくりへの参画と挑戦を支える

【取組の方向性】

- ① 子ども・若者への意見聴取と反映の仕組みづくり
- ② 若者の主体的な活動や地域づくりへの参加の促進

第5章 子ども・子育て支援事業の 量の見込みと確保方策

1 提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画※において、「教育・保育」「地域子ども・子育て支援事業※」を提供する区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を定めることとされています。教育・保育提供区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業※の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

京丹後市においては、平成23年3月に策定した「京丹後市保育所再編等推進計画」、平成29年3月に策定した「第2次京丹後市保育所再編等推進計画」に基づき、保育所の統廃合による再編、幼保一体化施設の設置等を行ってきました。その後の社会環境の変化や、少子化の進行等に伴い、小規模化している保育所がある一方、低年齢児保育の需要が高まっていることから、今後も地域のニーズに応じた教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の整備等を検討していきます。

また、教育・保育の利用状況及び利用希望把握調査等により把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設※の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに必要利用定員総数を定めます。

2 幼児期の学校教育・保育の「量の見込み」と確保方策

（略）

3 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と確保方策

（略）

第6章 計画の推進

1 市民や地域、関係団体等との協働

本計画を実行性のあるものとして着実に展開していくためには、家庭や地域、関係団体や企業等の主体的な取組が必要不可欠となります。そのためにも、ホームページや広報等のあらゆる媒体や地域活動団体等を通して、積極的に計画の周知・啓発を進めるとともに、既存の主体的な活動等と連携を図りつつお互いの役割をしっかりと確認して計画を推進します。

また、市民や関係団体等で構成される「こども未来まちづくり審議会」において、計画の進捗状況に関する情報公開や施策・事業の評価、課題整理等を行います。

2 庁内の推進体制

子ども・子育て支援に関する施策は、教育・保育をはじめ様々な分野にわたるため、計画策定担当部局(こども部こども未来課及び子育て支援課)が中心となり、年度ごとに関係各課の施策や事業の実施状況を把握するとともに、関係各課が連携して施策に取り組むことができる体制づくりを進め、本計画を着実に推進します。

3 計画の進行管理

本計画で定めた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや確保方策等をはじめ、各施策や事業等について、定期的な進捗管理及び評価を行います。

また、庁内の推進体制や「こども未来まちづくり審議会」のほか、子どもへの出前講座の機会等も活用し、PDCAサイクル【Plan(計画)―Do(実施・実行)―Check(検証・評価)―Action(改善)】のプロセスを踏まえた計画の進行管理に努めます。